

知らないと
損！

農業者年金(積立型) の税制優遇と保険料補助

保険料が
全額社会保険料控除
の対象なんです！

経営や家計の状況
により保険料を
上げたり下げたり
できるんです！

。。。。
ご存じですか？

青色申告等の要件
を満たせば
月額で最大1万円
(年12万)の保険料補助※
の仕組みがあるんです！

生計を一つにする配偶者や後継者の保険料を支払った場合は、
その**合計額（最高保険料6万7千円の場合は3人分で24万1千2百円）**
が**経営主の所得から控除**できます。

※ **保険料補助** を受けるには…

国民年金第1号被保険者などの農業者年金への加入要件に加え、

- **39歳までに加入**
- **農業所得が900万円以下**
- **下記の農業者の担い手要件** を満たせば受けられます。

- ① 認定農業者で青色申告をしている人
- ② 認定新規就農者で青色申告している人
- ③ ①または②の要件を満たす経営主と家族経営協定を締結して経営に参画している配偶者、後継者 など

詳しい内容やご相談については…

最寄りの農業委員会や、JAいわて花巻の金融窓口にお問い合わせください。

農業者年金基金ホームページ

農業者年金基金

検索

<http://www.nounen.go.jp>